

第208回京都市大規模小売店舗立地審議会 議事録

日 時：令和8年7月3日（金） 午前9時30分～午前11時

場 所：京都市役所分庁舎4階 第4会議室

出席者：大庭委員、菅原委員、高橋委員、田中皓介委員、田村委員、遠島委員、和田委員

議題1 委員紹介及び会長、副会長選出

会長に大庭委員を、副会長に田中皓介委員を選出

議題2 諮問及び届出者説明

令和8年1月届出案件 洛西ニュータウン・ショッピングセンター【変更】

（質疑応答）

- 大庭会長 駐輪場の利用実態調査について、廃止となる駐輪場④、駐輪場⑤、駐輪場⑦には、各々何台程度の駐輪があったのか。或いは、どの駐輪場の利用が多かったのか。
- 届出者 内訳の具体的な数字については把握しておらず回答できないが、廃止となる駐輪場の駐輪台数は、体感としては全体の2～3割程度である。一番駐輪台数が多い部分は、今回廃止する駐輪場⑦などである。
- 大庭会長 廃止となる駐輪場について、廃止後に停められないよう柵を設ける予定はあるか。
- 届出者 柵を設けて通行不能にする予定はない。あくまで駐輪場としての機能を廃止するのみであり、来店客の動線としては確保する予定である。
- 高橋委員 京都市住宅供給公社（以下、「公社」という。）と他の各企業との関係性、および公社の役割や洛西ニュータウン・ショッピングセンターにおける立ち位置は。
- 届出者 洛西ニュータウン・ショッピングセンターは、公社、株式会社高島屋（以下、「高島屋」という）、株式会社ニトリ（以下、「ニトリ」という。）の3者の連名で届出をしている。大規模小売店舗立地法に関する事務については公社が取りまとめており、今回は共通施設の内容であるため、公社が代表して申請と説明を行っている。
- 高橋委員 住民からの意見にある「洛西 SAIKO プロジェクト」とは何か。
- 届出者 京都市西京区や洛西ニュータウンなどを京都市として活性化していくためのプロジェクトである。
- 高橋委員 「洛西 SAIKO プロジェクト」の取組みと高島屋洛西店の撤退の方針が一致しないため、多くの住民から意見が寄せられているということか。
- 届出者 あくまで高島屋は民間の事業者であり、今回の営業終了については高島屋の経営判断によるものである。ただし、地域住民としては、「洛西 SAIKO プロジェ

クト」に取り組む中で、高島屋洛西店が撤退することになったことを非常に残念に感じておられると考えている。

- 和田委員 来客用駐輪場と従業員用駐輪場は、明確に区分けされず、完全に共用されるという理解でよいのか。
- 届出者 そのとおりである。実態として駐輪場③などを共用しているが、届出台数 123 台に対して実際の整備数は 372 台あるため、共用での運用も十分に可能と考えている。
- 和田委員 123 台の届出台数の中に、従業員用のものも含まれているということか。
- 届出者 届出台数 123 台はあくまで来客用である。総収容台数 372 台の中に、来客用の届出台数 123 台と、従業員用の 36 台が含まれている。
- 和田委員 全体として十分な台数が確保されていると理解した。変更後、従業員が主に使用する駐輪場は駐輪場③とのことだが、ニトリ洛西ラクセース店の従業員が自転車で通勤する場合も駐輪場③を利用するのか。
- 届出者 ニトリに確認したところ、従業員は基本的に公共交通機関で出勤しており、自転車等の利用は想定されないと聞いている。
- 和田委員 原付等の駐輪について、専用のものではなく駐輪場と共用との説明があったが、原付以外の自動二輪用については専用駐車場が設けられているのか。
- 届出者 自動二輪用の専用駐車場は設けておらず、普通車マスに停めていただく運用としている。
- 和田委員 高島屋洛西店撤退後の空きスペース活用について、土地所有者である高島屋が判断するため公社は具体的に関与できないのか。また、今後話し合いの機会を設ける予定はあるか。
- 届出者 敷地の活用については、新聞報道でもされているとおり、半分がシニア向け分譲マンション、残り半分が商業施設になると聞いているが、商業施設の具体的な業種や規模についてはまだ把握していない。今後、同じ地域の事業者として話し合いを行う予定ではあるが、具体的な内容は未定である。
- 田村委員 変更計画説明書に記載のある収容台数と届出台数について、収容台数は実際に駐輪できるスペースから計算したもの、届出台数は法律や条例上必要とされる台数を記載したという理解でよいのか。
- 届出者 そのとおり。届出台数は施設の届出の際に絶対必要な台数であるが、それと同じ数字で整備すると余裕がなくなるため、基本的には届出台数より多めに設定する。実際の駐輪スペースとして 372 台を確保しており、その収容台数の中に 123 台の届出台数が含まれているということである。
- 田村委員 届出概要資料において、収容台数 123 台と表現されているが、これは届出台数のことであるか。
- 届出者 届出台数である。(※事務局より、表記を訂正するとの補足あり)
- 遠島委員 今回なくなる駐輪場④、駐輪場⑤、駐輪場⑦は最終的に通路として残るとの

ことだが、それは工事中も含めてのことか。ここが通れないと動線が途切れてしまうため確認したい。

- 届出者 通路を塞いでしまうと重要な動線がなくなってしまうため、あくまで通路としての機能は工事中も含めて維持する予定である。
- 田中皓介委員 駐輪場の利用実態調査を 1 月に行っているが、寒いと自転車を使わないといった季節性の影響は考慮されているか。
- 届出者 調査当日のレジ客数を年間最大のレジ客数で補正しているため、その処理によって当時の天候等の影響はカバーされる形となっている。
- 田中皓介委員 必要駐輪台数の算出方法について、店舗面積の按分により算出されているが、高島屋洛西店は商圈が広く車で来る方が多い、一方、ラクセーヌ専門店等は地元の自転車で来る方が多いことが想定される。単純に面積で按分してしまうと、本当はもっと自転車が残るはず（自転車の利用客がそんなに減らない）という可能性もあるが、その点は考慮されているか。
- 届出者 結果として考慮されていない。しかし、変更後の届出台数 123 台の倍以上の収容台数を満たしているため、大店立地法の観点からは生活環境への影響はないと整理している。
- 田中皓介委員 ある程度余裕を持って収容台数は確保されているが、その余裕部分の多くを占める駐輪場⑥（174 台）はラクセーヌ専門店やニトリ洛西ラクセーヌ店から遠く利便性が悪い。実際に利用する人はいるのか。
- 届出者 施設の目的地と駐輪場⑥の位置関係からすると指摘の通りである。ただし、届出台数 123 台は残りの駐輪場だけで賄えているため、問題ないと考えている。
- 高橋委員 解体工事中も通路が通れるとのことだが、人間の特性として駐輪してしまう人がいると思われる。その対策はどのように行うか。
- 届出者 駐輪場としての運用を廃止する前に事前の案内を行い、公社やラクセーヌ専門店の警備員の巡回による注意・整理等で適切に対応する予定である。
- 高橋委員 常時警備員がいるわけではないため、目を盗んで駐輪してしまうと思われるかどうか。
- 届出者 周知や啓発によって対応する予定である。
- 和田委員 常時監視されていないと、1 台停まっているのを見て他の人も次々と駐輪し出すと思われる。私が所属する大学周辺などでは放置自転車が撤去されたりするが、この地域では放置自転車に対する取り締まりは行われているのか。
- 届出者 周辺地域に自転車放置防止条例の指定場所があるとは把握していない。洛西ニュータウン・ショッピングセンターの敷地内においては私有地であり取り締まりはない。
- 和田委員 仮に駐輪場④、駐輪場⑤、駐輪場⑦が利用できなくなり、遠い駐輪場⑥が利用されず、駐輪場①、駐輪場②、駐輪場③に自転車が集中して駐輪場から自転車が溢れることで通路に支障が生じた場合、従業員が制御していくしかないか。

- 届出者 通路に停車している自転車に注意書きを貼ることや、整頓等で適切に対応していくのが最も現実的であると考えている。
- 菅原委員 これから利用が増える駐輪場①、駐輪場②などに、自転車に乗ったまま進入する人がいると思われる。歩行者が通る場所でもあるため、注意が必要であるがどの様に対策するのか。
- 届出者 乗車したままでの入場等について、注意啓発に努める予定である。
- 遠島委員 駐輪場⑧は通路のすぐ横にあるが、石垣があり直接行けない。駐輪場④の通路から入れるようになれば、駐輪場④の利用者が駐輪場⑧へ移動できると思うが、検討はしなかったか。
- 届出者 段差があるためスロープを回り込む動線にはなるが、駐輪場④の通路を北上し、交差点正面のスロープから駐輪場⑧へ降りることが可能であり、案内はできる場所と考えている。
- 田嶋委員 廃止する駐輪場の現地写真にシェアサイクルが写っているが廃止されるのか、それとも別の場所に移動するのか。
- 届出者 シェアサイクルの扱いについては現時点で未定である。
- 大庭会長 法的には問題ないが、実態としての利用状況の変化には対応が必要である。屋根付き駐輪場が減少し利用が偏る可能性もあるため、警備員の巡回等を通じて安全を確保しながら誘導してほしい。
- 届出者 承知した。
- 遠島委員 駐輪場⑥は、洛西ニュータウン・ショッピングセンターの北側にある UR 住居の駐輪場も兼ねているのか。
- 届出者 当該住居の駐輪場は、UR の敷地内に別途設けられている。

※追加資料請求はなし

議題3 報告事項

(報告内容)

- ・ 市意見通知（大丸京都店）
- ・ 今後の審議スケジュールについて

議題4 その他

今回の審議会については、現時点で特に非公開とすべき部分がないため、公開とする。

(以上)